

議案第33号

松阪市旧学校施設条例の一部改正について

松阪市旧学校施設条例（平成28年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市旧学校施設条例の一部を改正する条例

松阪市旧学校施設条例（平成28年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校施設（）」を「松阪市立小学校及び中学校の施設（）」に改める。

第2条中「市民の社会教育の活動の場としての使用に供するため」を「本市における市民活動・社会教育の推進、文化・スポーツの振興を図るとともに、産業振興による地域の活性化を目的として」に改める。

第3条中「次」を「別表第1」に改め、同条の表を削る。

第7条第3号に後段として次のように加える。

（地域の活性化に寄与すると認められる場合にあつてはこの限りでない。）

第8条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
旧松ヶ崎小学校	松阪市松崎浦町751番地2
旧飯高西中学校	松阪市飯高町宮本216番地

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。